

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

歴史的資料の保存及び利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

歴史的資料の保存及び利用に関する規程の一部を改正する訓令

歴史的資料の保存及び利用に関する規程（平成三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は病院事業管理者」を「、病院事業管理者又は下水道事業管理者」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。